

丸亀市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき団体が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成24年4月11日

丸亀市監査委員 三谷英昭
同 山本直久

1 措置を講じた団体

公益社団法人 丸亀市シルバー人材センター

天守閣のある町城西

港、ふれあいのまち城乾

2 監査実施日及び監査の種類

平成23年9月21日

財政援助団体等監査（公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む）

3 監査の結果に関する報告の提出日

平成24年1月4日

4 措置通知年月日

平成24年3月30日付け

5 指摘事項及び講じた措置の内容

別紙のとおり

平成23年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

1. 公益社団法人 丸亀市シルバー人材センター

(1) 改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金、指定管理委託料に関する共通事項	配分金関係は、収入票や支出票が作成されていないので、経理を明確にする為にも作成すること。	業務システムにおける毎月の「配分金集計表」の内訳を基に、事業別配分金を記入し、収入票及び支出票に添付して対応いたします。
補助金に関する事項	請負契約書において、年度開始前に契約しているものが見受けられるが、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定められているので、予算が確保された4月1日以降で契約を締結すること。	新年度契約分から、4月1日以降の日付で、契約を締結するように改善いたします。
	戻入については、支出票に記載され出納簿では処理されているが、戻入票が作成されていないので、お金の流れを明確にする為にも戻入票を作成し、戻入処理を行うこと。	現在、戻入票を作成し、戻入処理を行っております。
	支出票に記載している検収・確認日は単なる事務処理日を記載しているが、実際に検収を行った日付を請求書に記載し、検収した者が押印した上で、その日付を支出票の検収・確認欄に転記すること。	支出票の検収・確認日は担当職員が実際に検収・確認した日とし、発議日については、事務処理を開始した日付とするよう改善しております。
指定管理委託料に関する事項	管理運営業務を行うに当り、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせる場合は、あらかじめ市の承認を得ることとなっているので、事業計画書に委託内容を一括で記載し承認を得るか、その都度決裁を担当課に合議するかのどちらかの方法で承認を得ること。	指定管理業務の当該業務の一部を第三者に委託する場合は、指定管理（駐輪場）は都市計画課、もちの木センター管理業務に関しては福祉課に、その都度合議し決裁、承認を得るようにします。

(2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金、指定管理委託料に関する共通事項	立替払が多く見受けられるが、補助金等の適正な執行を行うために原則として立替払は行わないこととし、必要がある時は支出目的や内容を明確にした支出票を作成し、決裁を得た後に資金前渡や小口現金等による方法で支出するようにはしていただきたい。 また、やむを得ず立替払をした場合は、立替えた人から請求してもらい、立替えた人から領収を徴していただきたい。	立替払は、原則として行わないようにします。なお、必要がある場合は、事前に支出票を作成し、決裁を得た後に資金前渡もしくは、小口現金で対応するようにはいたします。
補助金に関する事項	丸亀市シルバー人材センター役員の報酬及び費用弁償支給規則において、費用弁償を日額で定めているが、本来費用弁償とは実費弁償であり、ここで言う費用弁償は報酬的意味合いが強いので、規則の内容等を見直していただきたい。	平成 24 年 4 月 1 日から公益法人化されるに伴い、当該規則については、全面的に改正を行っております。

2. 天守閣のある町城西

(1) 改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	平成 22 年 9 月 14 日の総務費の支出で材料代を支払っているが、消費税及び地方消費税を支払っていないものがあった。この支出は立替払であったため、立替えた個人の負担となっているので、今後こういったことがないように注意すること。	平成 24 年度より小口現金払いが資金前渡とし、立替払いはしないようにする。
指定管理委託料に関する事項	自家用電気工作物保安管理業務委託契約を締結しているが、契約書に契約金額の記載が漏れている。見積書を徴しているので金額は確認できるが、契約金額は重要事項であるので、契約書に金額を記載して契約をすること。	内容を十分に確認してから契約する。
	電気、水道、電話料金は口座引落をしているが、支出票を作成していないので、経理を明確にする為にも支出票を作成すること。	平成 24 年度から支出票を作成する。

	<p>警備業務委託契約について期間延長の自動更新条項が見受けられるが、地方自治法第 232 条の 3 で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定められていることから、翌年度予算の裏づけのない自動更新契約はできないものであり、このような場合は債務負担行為による契約とするか、市の規程に準じ長期継続契約できるものは長期継続契約とすること。</p>	<p>平成 24 年度から市の規程に準じて契約書を作成し締結する。</p>
--	--	---------------------------------------

(2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	<p>立替払が多く見受けられるが、補助金の適正な執行を行う為に原則として立替払はしないこととし、必要がある時は、支出目的や内容を明確にした支出票に基づき資金前渡や小口現金等で決裁を得た後に支払うようにしていただきたい。また、やむを得ず立替をした場合は立替えた人から請求してもらい、立替えた人から領収を徴していただきたい。</p> <p>日々の現金の取扱いについて、収入金と支出金を差引きした金額を通帳に記帳しているが、収支を明確にするためにも、収入金は一端通帳に入れ、支出金は改めて支出するようにしていただきたい。</p>	<p>小口現金払いが資金前渡で対応する。</p> <p>収入金を一端通帳に入れ、支出金は改めて支出するよう対応する。</p>
指定管理委託料に関する事項	<p>社会保険料の支払いについては、一端個人に支払った職員給与から社会保険料の個人負担分を本会計の人件費に戻入し、その後、再度人件費より事業主負担分と合わせて支払っているが、給与支給の際は、個人へは明細書をつけて社会保険料の個人負担分を差し引いた形で支給し、差引いた個人負担分は事務局が別途通帳で保管しておき、事業主負担分と合わせて社会保険庁に支払うようにしていただきたい。</p>	<p>平成 24 年度より別口座で対応する。</p>

	<p>予算額以上に予算執行し、年度末に予算流用という形で決算額を合わせているが、総会で承認された予算額以上に執行することはできないので、この場合は事前に予算流用票を作成して決裁を得てから予算執行をすること。また、予算流用の決裁は、会長決裁とするか、役員会で承認するのか、総会まで開くのかをコミニティで検討していただきたい。</p>	<p>事前に予算流用票を作成して決裁を得てから予算執行をするよう対応する。また予算流用の決裁は役員会での承認とする。</p>
--	---	--

3. 港、ふれあいのまち城乾

(1) 改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	<p>金銭出納簿において、精算返納及び戻入処理を収入に計上しているが、収入とせず戻入として支出の減額として負の計上をすること。</p>	<p>平成 23 年度より金銭出納簿の記載について、概算仮払いの精算の場合、支出の減額として負の計上とすることとしました。</p>

(2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	<p>立替払が多く見受けられるが、補助金の適正な執行を行う為に原則として立替払はしないこととし、必要がある時は、支出目的や内容を明確にした支出票に基づき資金前渡や小口現金等で決裁を得た後に支払うようにしていただきたい。また、やむを得ず立替をした場合は立替えた人から請求してもらい、立替えた人から領収を徴していただきたい。</p> <p>補正予算や予算流用の手続きが出来ていないので、それに対応できる内部規定を作成していただきたい。なお、規定を作成する際は、できる限り緊急時にも対応できるような規定にしていきたい。</p>	<p>今後は、立替払はしないこととし、支払資金が必要な場合は、目的、内容を示した支出票で決裁を得たうえ、資金前渡し、支払いを行うことといたします。</p> <p>ご意見に沿い適正な会計運用を考慮した内部規定（会計処理基準）を定めました。（平成 24 年 1 月 4 日制定、施行）</p>

	<p>わんぱく寺子屋活動など補助金は、仮払いで支出して、一端全額を戻入し、再度掛かった費用を支出しているが、概算払で支出し、事業完了後に精算するようにしていただきたい。</p>	<p>ご意見に沿い、組織団体の事業にかかる費用の補助支出の際は、実施内容に即した概算払をし、事業完了後に精算処理するようにいたします。</p>
	<p>ふれあいまつり城乾の実行委員会の支出でプログラム印刷代の支出票は10万円であるが、領収書は113,904円となっている。ふれあいまつり実行委員会の経費で、差額の13,904円を支出したのであれば、ふれあいまつり実行委員会が支出したという明細を支出票に記載して領収額と一致するようにしていただきたい。</p>	<p>ご意見の平成23年度「ふれあいまつり城乾」実施に伴う経費支出で、プログラム印刷代の支出票と領収書の金額の差異については、「実行委員会から差額支出」した事情を支出票に付記、整合性を明確にするようにいたしました。</p>
	<p>冬の雪あそびの会計報告で、繰越金を支出欄に記載し、収入金額と支出金額を合わせており、繰越金は部会で保管しているが、こういう処理は好ましくないため繰越金は精算により戻入し、新たな費用が必要な時はその都度助成をしていただきたい。</p>	<p>ご意見に沿い、平成22年度の「冬の雪あそび」実施費用の精算の際に繰越とした残余金は、平成23年度に収入のうえ、同年度の同様事業実施の経費に充てるよう処理し、今後は、精算残余金がある場合は、戻入処理し、繰越はしないこととします。</p>
<p>指定管理委託料に関する事項</p>	<p>給料は社会保険料等の本人負担分を差引いた額を支出票により支払いしているが、基本的に給料は総額で支出し、その中で社会保険料等の個人負担分については個人ごとに明細書を作成して社会保険料等の個人負担分を差引いた形で支給し、差引いた個人負担分については事務局が別途通帳で管理するようにし、それと事業者負担分を合わせて社会保険庁に支払うようにしていただきたい。</p> <p>また、所得税の年末調整還付金についても別途通帳で管理していただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、今後は職員への給料は総額を支出し、個人には社会保険料等の控除明細を示して差引後の額を支給、控除した個人負担分は別途通帳で管理したうえ、社会保険庁への支払時に事業者負担分と合わせて支出することとします。所得税の年末調整還付金の取扱についても、同様に別途通帳で管理することといたします。</p>